

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 利子補給金の額</p> <p>県が交付する利子補給金の額は、毎年4月1日から3月31日までの期間について、利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。</p> <p>第7～第10 略</p> <p>第11 利子補給の請求及び交付</p> <p>(1) 融資機関は、別記第7号様式による利子補給金請求書に、別記第8号様式による利子補給金計算書を添えて、<u>低利預託資金造成の完了の日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日</u>に知事に利子補給金の請求をしなければならない。</p> <p>(2) 知事は、<u>前号の</u>利子補給金請求書が適当であると認めたときは、利子補給金を交付するものとする。</p> <p>第12～第13 略</p>	<p style="text-align: center;">高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 利子補給金の額</p> <p>県が交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間について、利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。</p> <p>第7～第10 略</p> <p>第11 利子補給の請求及び交付</p> <p>(1) 融資機関は、別記第7号様式による利子補給金請求書に、別記第8号様式による利子補給金計算書を添えて、<u>当該年度の1月中</u>に知事に利子補給金の請求をしなければならない。</p> <p>(2) 知事は、<u>(1)</u>の利子補給請求書が適当であると認めたときは、<u>当該請求書を受理した日の属する月の翌月中</u>に利子補給金を交付するものとする。</p> <p>第12～第13 略</p>

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領の一部改正新旧対照表

<p>附 則 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度に借入れを行った低利預託資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 略</p>
--	--------------

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領の一部改正新旧対照表

第7号様式（第11関係）

漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給金請求書

年 月 日

高知県知事 様

住所

融資機関名

代表者職氏名

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領第11の規定及び利子補給契約書第6条の規定により、 年分の利子補給金 円を請求します。

年度融資分	件	円
合 計	件	円

振込先金融機関名

預金種別・口座番号

口座名義人

第7号様式（第11関係）

漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給金請求書

年 月 日

高知県知事 様

融資機関名

代表者職氏名

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領第11の規定及び利子補給契約書第6条の規定により、 年分の利子補給金 円を請求します。

年度融資分	件	円
年度融資分	件	円
合 計	件	円

振込先金融機関名

預金種別・口座番号

口座名義人